

高岡市立博物館 整備構想検討報告書

平成 22 年 2 月

高岡市立博物館整備構想検討委員会

目 次

はじめに	
I 高岡市立博物館をとりまく背景と展望	2
背景	2
(1) 博物館の経緯	
(2) 博物館の現況	
(3) 博物館をとりまく諸要件	
展望	4
(1) 社会環境の変化に適応した機能を有する博物館施設の整備	
(2) 博物館関連施設の体系化及び他機関等との連携による市民参画の促進	
II 設置の目的	5
(1) 高岡の歴史を証明する資料を収集、保管、調査研究、展示する	
(2) 文化の創造拠点とする	
(3) 地域に点在する博物館のセンター的役割を果たす	
III 基本理念	6
(1) 人文系博物館	
(2) 市民に開かれた博物館	
(3) センター的な役割を担う博物館	
IV 諸機能	7
(1) 調査研究機能	
(2) 資料収集機能	
(3) 資料保管機能	
(4) 展示機能	
(5) 教育普及機能	
(6) 情報発信機能（広報活動）	
(7) 他団体・他機関との連携機能	
(8) その他のサービス機能	
V 立地及び必要な諸室	9
(1) 望ましい立地の条件	
(2) 必要な諸室	
VI 管理・運営及び組織等	11
(1) 博物館の管理・運営方法	
(2) 博物館の組織	
(3) 附属機関などの設置	
(4) 入館料の検討	
おわりに	
資料編	19
① 高岡市立博物館整備構想検討委員会 設置要綱	
② 高岡市立博物館整備構想検討委員会 委員名簿	
③ 高岡市立博物館整備構想検討委員会 会議開催経過	
④ 高岡市立博物館 条例・規則	
⑤ 高岡市立博物館 施設概要	
⑥ 高岡市立博物館展示事業等の実施状況	
⑦ 施設規模及び管理・運営・組織など他博物館との比較	

はじめに

近年、少子高齢化や労働時間の減少による自由時間の増大とライフスタイルの多様化、国際化の進展、情報通信技術の飛躍的な発展など、私たちの生活を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。これらへの対応のために、より広く深く学習したいという市民の欲求はますます高くなってきている。

このような中、昭和 45 年の開館以来、多くの市民や来館者に親しまれてきた現博物館が近年特に老朽化が著しく、資料の収蔵や展示などに不都合が生じていることから、博物館の今後の在り方を検討するため、高岡市は平成 19 年 11 月、高岡市立博物館整備構想検討委員会を設置した。この検討委員会では、博物館設置の目的や、基本理念、諸機能、立地及び必要な諸室、管理・運営及び組織等について、もっとも基本的な事項から今日的な課題まで様々な角度から、活発な意見が交わされ、この報告書にまとめることができた。

この報告書によってまとめられた博物館整備構想が、今後の博物館の在り方の指針となることを念ずるとともに、市民の博物館への関心と理解が一層深まることを期待する。また、その博物館が、諸機関・諸施設・市民団体などとお互いに協力・協働しながら、関連施設のセンター的な存在となり、地域の活性化に貢献することを願うものである。

平成 22 年 2 月 26 日

高岡市立博物館整備構想検討委員会

委員長 米原寛

I 高岡市立博物館をとりまく背景と展望

背景

(1)博物館の経緯

高岡城跡に立地する当館は、昭和 44 年(1969)市制施行 80 周年・高岡開町 360 年記念事業として、高岡市美術館（昭和 26 年、高岡産業博覧会の美術館パビリオンとして建設）に隣接して建設することが決定され、翌 45 年 6 月 1 日に開館した。その後 24 年間にわたり、美術館・博物館として共に活動を行ってきたが、平成 6 年(1994)、美術館が旧高岡高校跡地へ新築・移転した。

これを契機に、平成 10 年から旧美術館棟を博物館の常設展示場として利用することとし、従来の博物館棟は企画展示場とした。

平成 19 年には常設展「高岡ものがたり」－楽しく知ろう！ひらめき・ミュージアム－としてリニューアルオープンし、原始・古代から現代まで高岡の歴史を概観するとともに民俗や伝統産業などの展示を行っている。

管理運営については、博物館開館当初は市直営であったが、平成 8 年 4 月から、財団法人高岡市民文化振興事業団へ施設管理及び運営を業務委託した。同 18 年 4 月からは指定管理者制度導入により、同財団を指定管理者として施設管理及び運営業務を行わせている。

(2)博物館の現況

博物館は、昭和 45 年の開館以来 39 年の歴史を有し、数多くの企画（特別）展示を開催するとともに、高岡の歴史・文化を証明する貴重な資料を収集保存してきた。

前田利長書状や江戸期の町絵図などの歴史資料や、祭りや暮らしなどの民俗に関する資料、銅器や漆器など伝統産業に関する資料、郷土に関わる美術資料など、約 20,000 点（2,400 件）の資料を収蔵している（平成 21 年 3 月末現在）。

一方、施設の老朽化は歳月の経過とともに著しくなり、様々な不都合が生ずるよ

うになった。収蔵庫が狭いこと、駐車スペースが少ないこと、エレベーターが無いこと、空調設備が十分でないこと、バリアフリー化がなされていないことなど、近年の博物館に求められる機能を満たしていると言えない状況である。

(3)博物館をとりまく諸要件

①前田記念館（仮称）建設基本構想との関連について

平成 17 年に高岡商工会議所が中心となってまとめられた『前田記念館（仮称）建設基本構想』（高岡商工会議所 平成 17 年 10 月）によると、高岡のまちの礎を築いた加賀藩二代藩主前田利長と三代藩主利常の「前田文化」を顕彰し、“商人のまち”としての繁栄と、それを支えた「まち衆文化」を明らかにし、先人たちが作り上げた高岡の歴史と文化を再認識する学習と展示の場を求めるとの提言があった。

さらに、高岡市をはじめ県西部の広域観光のプロローグ機能として、博物館機能（収集保管機能、調査研究機能、展示機能、学習支援機能）に加えて、創作体験・アメニティー機能、情報発信機能、広域ネットワーク機能、飲食・物販機能などを必要としている。

これらの基本的な考え方は、高岡の歴史と文化の深さや広さに触れ、高岡の文化資源を見直すことで、市民に誇りと勇気を与え、今も息づく“高岡の心”を市民総参加のもとでデザインする、まちづくりの拠点施設を目指すこととしている。

以上の提言にある「町衆」^(注1)文化を明らかにし、先人たちが作り上げた高岡の歴史と文化を再認識するという理念は、大いに参考とすべき点である。

また、ワークショップ機能や情報発信の拠点施設としても整備し、さらにはミュージアムショップや飲食機能も兼ね備えたものに整備するよう検討する必要がある。

②高岡古城公園と博物館の関係

現在、高岡市教育委員会では、将来的に高岡城跡の国指定史跡を目指して、平成20年度から調査を開始しており、調査の進展に伴い、高岡城跡の文化財としての魅力や価値が一層深まるものと期待されている。

また、本市の中心部において、豊かな自然植生と広大な水濠に恵まれた高岡古城公園の魅力を高め保全に努めて、本市の文化活動の活性化を図るため、高岡古城公園保全・活用方針策定委員会が、協議を重ねている。

このような検討状況を注視しながら、博物館整備構想との整合性を保つよう努める必要がある。

展望

(1)社会環境の変化に適応した機能を有する博物館施設の整備

博物館は、先人の足跡を示す貴重な史資料を収集保管・調査研究・展示を通して市民にその成果を還元することが大切な使命であり、より一層の教育普及活動を推進する生涯学習・文化施設としての多面的な機能の充実を図り、市民の学習要求に応えていくことが求められている。

また、博物館は、これらの基本的な機能に加え、商工・観光面での充実・発展に資することが重要である。

この検討委員会では、現博物館の施設・設備の問題点及び、博物館活動の現状と課題を明らかにし、将来、必要と考えられる博物館の設置の目的、基本理念、諸機能、立地及び必要な諸室、管理・運営及び組織などについて、整備のあり方を調査・研究して整理した。

(2)博物館関連施設の体系化及び他機関等との連携による市民参画の促進

本市には現在、当館をはじめ福岡歴史民俗資料館・美術館・万葉歴史館・ミュージックカメラ館等の博物館法に基づく登録博物館のほか、土蔵造りのまち資料

館・伏木北前船資料館・伏木気象資料館・鋳物資料館・武田家住宅・佐伯家住宅・雅楽の館・菅笠の館などの博物館類似施設が数多くあり、さらに市民活動のなかで、博物館機能を有する新たな民間施設が誕生することも予想される。

今後は、これらの関連施設と機関を組織的に体系付け、博物館のネットワークを築いて、「情報」・「資料」・「ひと」の交流による活発な活動が可能となるよう努める必要がある。このため、博物館は、展示などに関するノウハウの提供や資料の相互貸借の斡旋など中心的役割を果たすことが求められる。

また、図書館や生涯学習センターなどの生涯学習機関や学校教育機関との連携や、社会教育団体や自治会、各種ボランティアなど市民団体との連携を図るための組織を整備し、市民の参加・参画・協働による活動が、博物館を発展させる原動力になるものとする。

さらに、市外の博物館関連施設や文化施設とも情報交換を行い、市民のみならず、本市を訪れる観光客にも観光のプロローグ機能を担う拠点となるよう、人の交流を図り、情報を集中・発信する活気あふれる高岡の創造に貢献する施設とするよう努めなければならない。

II 設置の目的

高岡市立博物館において、高岡の歴史・文化を学び、貴重な資料を後世に継承するため、以下のとおりの設置の目的を持つべきである。

(1)高岡市域を中心に、高岡の歴史を証明する貴重な資料を、収集・保管、調査研究、展示し、後世に継承する。「近世高岡の文化遺産群」(注2)を含む、高岡市域全般に点在する文化資産の価値の認識に努める。

また、新たな資料の発掘、発見に取り組む。

(2)博物館が、新たな価値を生み出す文化の創造拠点となり、生涯学習を進め、学校教育を支援することにより、市民文化の向上と発展に寄与する。

(3)本市の博物館活動におけるセンター的役割を果たすとともに、歴史・文化情報のインフォメーションセンターとしての機能を備え、人と人の交流を図って地域活性化に寄与する。

Ⅲ 基本理念

高岡の町は、慶長 14 年(1609)、加賀藩祖前田利家の長男として生まれ、戦国乱世を生き抜いた二代前田利長によって開かれた。

利長は「関野ヶ原」と呼ばれていたこの地に、城と町を築き、商人や鋳物師をはじめとする職人を高岡に招き、町政や農政にも尽力した。しかし在城 5 年で亡くなり、その翌年には「一国一城の令」が出されたため、高岡城は廃城となり、町は寂れつつあった。しかし三代利常をはじめ歴代藩主は、城下町ではなくなった高岡に対し、強力な商工業奨励策を施した。また高岡町民の努力によって、やがて“百万石の台所”といえるほどの経済都市として、また銅器・漆器などの「ものづくり」の町として成長した。

明治期以降も高岡は経済都市として発展した。また銅器・漆器などの美術工芸品は、政府の殖産興業政策と相まって、急速に製品の販路を国の内外に拡大していった。このことが今日の商工都市・高岡の繁栄の礎である。

このような高岡市の歴史的な特性を踏まえ、今日的な課題に対応しうる「地域に根付いた特色ある人文系博物館」を目指して基本理念を、次のように定める必要がある。

(1)高岡の特色がわかる人文系博物館とする。

- ・歴史、民俗、伝統産業、近代産業を中心として調査研究を行うことを基調にする。
- ・越中国府と大伴家持、一向一揆と勝興寺、北前船と伏木港などのテーマを設け、古代から近現代にわたる高岡市域の歴史を調査研究する。

- ・高岡町を開いた前田利長と高岡の「町衆」文化、そこから生まれた「ものづくり」文化を調査研究する。

(2)市民に開かれた博物館とする。

- ・あらゆる博物館活動を通して、「ひとづくり」「ものづくり」「まちづくり」に貢献し、知的創造活動のセンターとする。
- ・いつでも自由に学び、楽しく体験できる生涯学習の場とする。
- ・人と人の交流が生かされた「市民参加型」博物館とする。
- ・「地域に根ざし、愛される博物館」をめざし、地域振興に貢献する博物館とする。

(3)本市のセンター的な役割を担う博物館とする。

- ・市内の小規模な資料館などのネットワーク化を図り、博物館が持つノウハウの提供を通じて、「情報」と「ひと」の交流に努める。
- ・歴史・文化情報を収集・発信して総合的な案内を行い、本市の歴史的・文化的価値の理解を深めるインフォメーションセンターとしての機能を備える。

IV 諸機能

博物館は下記の機能を活かす活動を行うため、施設を充実し、適正な組織のもとに必要な職員を配置すべきである。

(1)調査研究機能

- ・高岡市の歴史、民俗、伝統産業、近代産業に関する調査研究を行う。
- ・収集史資料に関する調査研究を行う。
- ・その他の博物館活動に関する調査研究を行う。

(2)資料収集機能

博物館は館の基本的な性格に基づいて資料の収集を行う。資料の収集に際し、新たな発掘・発見に取り組む。

- ・高岡市域を中心に一次資料（注3）を収集する。
- ・高岡市に関連する複製品、二次資料（注4）、文献資料などを収集する。
- ・高岡市に関連する歴史的情報を収集する。

(3)資料保管機能

災害対策を考慮した資料保管設備と体制を整え、将来を見通して十分に余裕のある収蔵スペースを確保する。

- ・統一的な保存管理及び、永久保存を目的とした収蔵庫に保管する。
- ・所蔵資料をデータベース化する。

(4)展示機能

- ・常設展、企画展（特別展）を行う。
- ・構造展示（注5）を原則とし、館蔵資料を活用する。
- ・体験や体感の場を提供し、楽しみながら学べる展示をする。
- ・映像資料を制作・活用する。

(5)教育普及機能

- ・ワークショップをはじめ、講演会、講座など幅広い教育活動を行う。
- ・教材や普及本、講演記録などの出版活動を行う。
- ・レファレンスは的確な対応を行う。
- ・ボランティア養成講座や実習を行い、博物館支援ボランティアを養成する。
- ・学校や教職員との連携を重視し、教育的配慮のもとに博物館を地域学習の場として活用し、出前講座などの学校教育への支援を行う。
- ・映像資料を制作・活用する。

(6)情報発信機能（広報活動）

- ・年報や館報誌、研究紀要の発行などの情報発信を行う。

- ・幅広い広報を行う。
- ・ホームページなどによる情報提供サービスを行う。
- ・地域の観光・まちづくり情報等を収集・発信し、人の流れを市内に誘導する工夫を行う。

(7)他団体・他機関との連携機能

- ・PTAや女性団体、児童クラブなどの社会教育団体や、自治会などと連携し、市民の参画を得ながら協働して活動を進める。
- ・博物館ボランティアを養成するとともに、生涯学習ボランティアや観光ボランティアとの連携を図りながら活動の場を提供する。
- ・博物館関連施設や関係機関、商工・観光・経済団体、市民団体などと連携し、活動を推進する。

(8)その他のサービス機能

- ・和やかな雰囲気をもつエントランス部分（受付・ミュージアムショップなど）の整備を図る。
- ・憩いのスペースとなり、高岡の特色ある食材なども楽しめる喫茶店等の整備を図る。
- ・障がいのある方や高齢者、幼児、妊産婦などにも配慮したサービススペースの整備を図る。

V 立地及び必要な諸室

(1)望ましい立地の条件

博物館への来館者が安全に、安心して博物館を利用できるように、また貴重な収蔵資料を末永く保存していくため、博物館に望まれる立地条件としては次の事項が考えられる。

- ・ 自然環境

緑が豊かで浸水等の被害の無い所であること。

- ・ 周辺環境

静かな文教地区。そして、立地場所の歴史的背景が、博物館の理念にふさわしい所であること。

- ・ 交通の利便性

公共交通機関の便が良く、児童・生徒や高齢者の方なども利用しやすい所であること。また、ミュージアムバス等の運行も検討する。

- ・ 敷地面積

収蔵・展示・研究スペースなどや自家用車やバスの駐車スペースが十分に確保できる所であること。

(2)必要な諸室

博物館の本分である、収集保管・調査研究・展示公開・教育普及という重要な使命を果たしていくためには、以下の諸室が博物館に求められることになる。これら諸室の必要面積を加味した場合、現在の建物延床面積は 1,905.17 m²であるが、計画上は、4,000 m²程度の面積が必要である。

博物館の諸室について

区分	現在	構想案	
	延床面積 (m ²)	延床面積 (m ² , 割合)	主な諸室
①収蔵関係	97.00	800.00 (20%)	収蔵庫（一般・特別・前室）、荷解き室、仮収蔵庫、資料整理室、用具倉庫、雑庫、エレベーター（資料・資材用）
②研究関係	64.80	200.00 (5%)	研究室、文献資料室、スタジオ、雑庫
③展示関係	817.98	1,200.00 (30%)	常設展示室、企画展示室（複数室）、展示準備室、市民ギャラリー、用具倉庫

④普及関係	145.80	400.00 (10%)	講義室(映像ホール兼用)、学習室(複数室)、図書・情報検索室、閲覧室
⑤管理関係	266.25	400.00 (10%)	館長室、事務室、会議室、応接室、更衣室、警備室、機械室、雑庫、トイレ
⑥その他(サービス関係等)	513.34	1,000.00 (25%)	エントランスホール(受付・ミュージアムショップ)、喫茶店、救護室、ベビールーム、トイレ(共用)、ボランティア控え室、雑庫、エレベーター(来館者用)
計	1,905.17	4,000.00	

VI 管理・運営及び組織等

(1)博物館の管理・運営方法

①経過

当館は、昭和45年の開館から平成7年度末まで、高岡市の直営で博物館運営を行ってきた。その後、平成17年度まで財団法人高岡市民文化振興事業団に管理委託をした。さらに、平成18年度からは管理期間を3年間として、指定管理者制度を導入し、財団法人高岡市民文化振興事業団が選定され、20年度末で期間満了を迎えた。

平成21年度からは、改めて指定管理者制度を継続することとし、財団法人高岡市民文化振興事業団が選定され、向こう3年間の博物館管理を行っている。

②今後に向けて

指定管理者制度導入の目的は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民のサービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

一方、博物館活動の中心である資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及などの活動には、人的な信頼関係に基づき資料の寄贈・寄託、貸借等が行われることから、地域史と地域資料に関する知識・教養を集積する学芸員の継続的

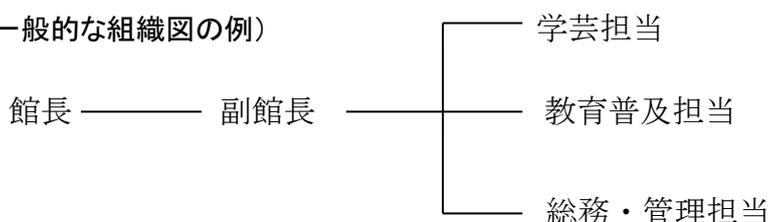
な雇用が必要である。

富山県[立山博物館]などの県立博物館施設の場合は、学芸部門を富山県の直営として、管理部門を（財）富山県文化振興財団に委託するいわゆる分離方式を採用しており、十分に参考とすべきである。

(2)博物館の組織

現在、当館では館長、学芸員及び事務員とで組織を構成しており、担当制は採用していない。今後は、一般的な組織運営の例にならって、担当制を採って専任分野を明らかにするとともに、互いの連携・支援体制も工夫していく必要がある。

(一般的な組織図の例)



人々が博物館に求める期待や要望が高まるに従い、これに対応する学芸担当や教育普及担当の業務量は増大する。また、多くの来館者が安全で安心して博物館の展示などを楽しむためには、総務・管理担当の施設保守の業務は欠かせないものとなる。さまざまな分野の博物館職員が相互に協力しつつ博物館の機能を十分に発揮するため、適切な人員配置に努める必要がある。

(3)附属機関などの設置

現在、高岡市立博物館条例に基づき、高岡市立博物館協議会を設置している。委員定数は12名以内で、任期は2年である。

会議においては、当該年度の実績報告と次年度事業計画の説明を行うとともに、博物館の諸課題とその解決策などについて、ご意見をいただく機会としている。

今後は、関係諸団体から選出された委員によって、幅広く市民の声を反映するも

のとして、必要に応じて外部の有識者によって組織した専門部会を設置して、諸課題について、提案をいただくことも必要である。

(4)入館料の検討

現在、当館は入館料について博物館法第 23 条 (注 6) の規定に従い、常設展、企画展 (特別展) とも無料としている。しかしながら、博物館の維持管理の必要上の観点や全国的な動向から、有料化とする検討も必要である。

- ・富山県内の歴史民俗系博物館では、入館料が無料の割合は 33% (5 館) であり、小中学生を無料とする割合は 53% である (注 7)。
- ・全国の公立の登録博物館及び博物館相当施設で、入館料が無料の割合は 17.2% であり、歴史民俗系博物館では、20% である (注 8)。

おわりに

現在の博物館が立地する高岡城跡は、高岡開町 400 年を契機として、城跡としての歴史に関心が集まったところである。また、平成 20 年度から開始した調査の進展に伴い、高岡城跡の歴史の一端が明らかとなり、文化財としての魅力や価値が一層高まるものと期待されている。

さらに、本市中心部において、豊かな自然植生と広範な水濠に恵まれた高岡古城公園の保全と活用方針について、「高岡古城公園保全・活用方針策定委員会」（委員長：(財)富山県民福祉公園副理事長 埴生雅章氏）で検討が進められている。

市民に親しまれ、積極的な市民の参加・参画が見込まれ、後世に貴重な資料を伝えていく博物館であるためには、現在地での博物館の建て替えでは建築面積など様々な面で限界がある。博物館の現況と今後の在り方を考えると、新たな場所に博物館を移転し、充実した内容を持つ博物館として整備していく必要がある。この場合に、本市の将来のまちづくりの中で、文化の力によるまちづくりや文化ゾーン、他の公共施設や観光施設との連携などを勘案しながら、新博物館の設置が都市の風格を高め、多くの観光客を呼び込むとともに、市民が郷土に誇りと愛着を一層高める施設となるよう十分に検討していくことが必要である。

これらのことから、今後、博物館の整備をするうえで、次の 3 点などを十分に踏まえる必要があると考える。

- 1 博物館が地域に根ざした活動を継続的に展開していくためにも、適切な人員配置や組織運営を十分に検討すること。
- 2 博物館として必要な諸室が整備できるよう十分なスペースを確保するとともに、利用者の交通の利便性を考慮し、また、駐車場の整備を適切に図ること。
- 3 高岡市の文化政策を踏まえた上で、博物館整備を十分に検討すること。

〔注〕

1. 「町衆」…厳密に町衆（まちしゅう）とは、中世の動乱により京都の政権が破綻した中で生じた、住民による自治共同体のことを指し、織豊政権から徳川期に至って自治的要素が奪われ、「町人」になったとする（林屋辰三郎『町衆』中公文庫,1964）。そして現在では、当時に従って「ちょうしゅう／ちょうのしゅう」と読み、「中世後期から近世を通じて都市内の地域生活共同体である町（ちょう）の中心的構成員。／京都の町に類似する生活共同体は、堅田・平野・堺などの戦国時代末期の自由都市の内部にもみられる／井原西鶴は町内の人々を意味する町衆を「ちょうしゅう」とし、在郷人に対する都市民一般をさす場合には、これを「まちしゅう」と区別して呼称している」（『國史大辞典』吉川弘文館,1988）、また「個人であれ、集団であれ町共同体の構成員をさす語」（『岩波 日本史辞典』岩波書店,1999）とし、さらに「近世、町役人など、町内の有力者を指した」（『広辞苑』第四版,岩波書店,1991）とその概念が広がってきている。

ここでは、狭義の町衆の意味を十分にふまえた上で、「近世の地方都市の住人で、経済・文化を担った町人の集合体」としての「町衆」として広く捉えることとし、その意味でカギ括弧でくくって使用している。

2. 「近世高岡の文化遺産群」…高岡市が富山県と共に世界文化遺産の暫定リスト入りを目指して文化庁に申請した資産名称。平成 18 年 11 月に提案した構成資産は、瑞龍寺・勝興寺・前田利長墓所・高岡城跡の 4 件であったが、再検討の結果、構成資産を 22 件に増やし、平成 19 年 12 月に再提案した。その内訳を以下に示す。

- ・城下町の遺産群（7 件）：高岡城跡、守山城跡、木舟城跡、武田家住宅、有磯正八幡宮、高岡関野神社、氣多神社本殿
- ・宗教関係の遺産群（9 件）：勝興寺、勝興寺境内地、五福町神明社本殿、大手町神明社拜殿、瑞龍寺、瑞龍寺の石廟、瑞龍寺境内地、八丁道、前田利長墓所
- ・商工業都市の遺産群（6 件）：山町筋（菅野家住宅・高岡市土蔵造りのまち資料館・筏井家住宅・井波屋仏壇店）、佐野家住宅、清都酒造場主屋、銅造阿弥陀如来坐像（高岡大仏）、金屋町、旧南部鋳造所

3. 一次資料…実物または現象に関する資料。
4. 二次資料…一次資料の保存・調査・研究を進めていく過程で生じる種々の情報・記録資料。調査・記録者の主観の生じないもの（写真・ビデオ・録音等）とそうでないもの（実測図・模写・模造等）がある。また関係する図書・文献資料も含まれるが、分けて捉える場合もある。近年はデータベース化された資料や映像、デジタルデータなども含まれる。
5. 構造展示…一括資料や資料の組み合わせによって解説する展示法。実物資料だけでは展示者の意図するテーマ（ストーリー性）の解説が十分に果たせないため解説文、写真、図表をはじめ、複製・模造品、ジオラマなどの視覚的な展示物が組み合わせられることが多い。解説展示ともいう（←→鑑賞展示）。
6. 博物館法第 23 条…「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」
7. 2009 年 2 月、「とやま博物館ガイド 2009」（富山県博物館協会）を基礎に、各館のホームページ及び、電話にて高岡市立博物館が直接調査したデータによる。
8. 文化庁ホームページ、「美術館・博物館支援方策策定事業～まちに生きるミュージアム～」における公立の美術館・歴史博物館の組織・運営状況に関する調査結果について（2008 年 9 月）による。